

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、その翌日)

機関を指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

(病院、診療所又は薬局)

目 次

◇告 示 結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(〃)

被爆者一般疾病医療機関の指定(〃)

被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退(〃)

保安林の指定の解除(二件)(森林保全課)

鳥取県営境港水産物地方卸売市場のシャワー使用料の徴収事務の委託

(水産課)

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(都市計画課)

都市計画の決定予定(〃)

都市計画の変更予定(二件)(〃)

開発行為に関する工事の完了(〃)

◇公 告 猶銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

◇調達公告 隨意契約の相手方の決定(会計課)

告 示

鳥取県告示第三百五十二号
結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療

(指定訪問看護事業者等)

名 称	所 在 地	訪問看護ステーション (老人訪問看護ステーション) の名称	所 在 地	指定年月日
昌平会 医療法人社団	西伯郡岸本町大原九二七一一	きしもと 訪問看護ステーション	西伯郡岸本町大原九二七一一	平成十年五月十五日

鳥取県告示第三百五十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年五月十五日

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
小田耳鼻咽喉科医院	鳥取市西町三丁目一〇五	平成九年十一月二十五日
山本外科内科医院	鳥取市末広温泉町一二五一一	平成十年四月二十日

鳥取県告示第三百五十四号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百七号）第十九条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十五条の規定により告示する。

平成十年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山本整形外科医院	米子市大篠津町一一六	平成十年一月三日
渡辺内科医院	米子市皆生温泉一丁目二二二三二	平成十年二月一日
林整形外科	鳥取市中町四〇一三	平成十年四月十六日
いわさわ医院	鳥取市若葉台南六丁目二三一二六	平成十年四月十七日

鳥取県告示第三百五十五号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百七号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関から指定辞退の申出があつたので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十八条第二項の規定により告示する。

平成十年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
山本整形外科医院	米子市大篠津町一一六	平成十年一月二二二二日
あさひ薬局倉吉店	倉吉市富川町二三二一七	平成十年四月三十日

みやじ歯科	米子市西三柳二七四〇	平成十年四月八日
いしかわ歯科	鳥取市千代水三丁目一	平成十年四月十五日
こはま歯科医院	鳥取市宮長三一三	〃
わらべ薬局	鳥取市湖山町東三丁目六七	平成十年三月十六日
小林薬局ロータリー店	倉吉市昭和町二丁目二二一一二	〃
ばくろうまち薬局	米子市博労町一丁目一三三一一二	平成十年四月一日
みどり薬局	米子市西三柳三二八八一五	〃
訪問看護ステーションきしもと	西伯郡岸本町大原九二七一	平成十年二月一日
える・もーる訪問看護ステーション	米子市角盤町一丁目六〇	平成十年四月七日

鳥取県告示第三百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市夜見町字砂浜一三〇九六の一七、三〇九六の一九・字砂浜三三〇九七の

一・三〇九八の一・三〇九九の一・字砂浜四三一〇〇の一・三一〇一の六・三一〇

二の一・字砂浜五三二〇三の一・三一〇四の一（以上九筆について次の図に示す部

分に限る。）、富益町字新開壱一の二〇、一の三・字新開四五〇の一・五一の一・五三の一・字新開式二三二の一・字新開參

二四の一・二六の一・字新開五五〇の一・五二の一・五三の一・字新開五五四

の一・五六の一・五七の一・字新開六六七の一・六八の一・六九の一・字新開七

七〇の一・七一の一・七三の一・字新開八一一二の一・字新開九一二八の一・一

三六の一・字新開拾一三九の一・一四〇の一・一五四の一・一五五の一・字新開拾壱

一六四の一・一八五の一・一八八の一・一九八の一・字新開拾武二〇八の一・二

一〇の一・一二五の一・字新開拾參一三二六の一・一三三〇の一・二三三の一・二三六

の一（以上三十四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百五十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、鳥取県営境港水産物地方卸売市場のシャワー使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第一項の規定により告示する。

平成十年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡中山町御崎字徳山六一一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

農道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委託の相手

社団法人境港水産振興協会

二 委託年月日
平成十年四月十七日**鳥取県告示第三百五十九号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、米子市堀川北土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成十年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業施行期間

平成九年四月十八日から平成十四年三月三十一日まで

二 施行地区

変更なし

三 事務所の所在地

米子市西福原九丁目六一—二六

四 設立認可の年月日

平成九年四月十五日

五 事業年度

平成九年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 変更認可の年月日
平成十年五月十一日

事務所の掲示場及びこの組合の地区内で理事長が指定する場所に掲示して行う。

鳥取県告示第三百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第十八条第一項の規定に基づき、次の都市計画を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案及び当該都市計画のうち岩美福部線に係る環境影響評価準備書は、平成十年五月十五日から同月二十九日まで福部村役場（岩美郡福部村大字細川六六八）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成十年五月二十九日までに知事に意見書を提出することができる。

一 都市計画の種類及び名称

福部都市計画道路一・四・一号岩美福部線、三・三・一号福部伏野線

二 都市計画を定める土地の区域

1 一・四・一号岩美福部線

岩美郡福部村大字細川字上駒馳山上、字上駒馳山、字鈴松、字桃栗谷、字深谷、字三反田口、字三反田、字志津、字志津上、字奥提、字前田、字前田上、字上屋敷上、字日比中谷上、字日比中谷及び字高浜、大字海士字高浜、字西浜及び字前田並びに大字湯山字蟻屋敷、字白路ヶ浜、字高浜、字小原、字直浪澤、字東入江、字中船戸、字宮ノ下、字四ノ尾澤、字宮ノ前及び字八ノ尾

2 三・三・一号福部伏野線

岩美郡福部村大字湯山字中船戸、字宮代、字宮ノ下、字四ノ尾澤、字宮ノ前、字八ノ尾、字稻場、字森、字森崎、字法眼墳、字中所、字粟田、字深田、字坂野屋敷、字山葵谷、字笠取及び字深谷

鳥取県告示第三百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第一項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成十年五月十五日から同月二十九日まで鳥取市役所（鳥取市尚徳町一一六）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成十年五月一十九日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路三・二・二号福部伏野線

二 都市計画を変更する土地の区域**削除する部分**

岩美郡福部村大字湯山字中船戸、字宮代、字宮ノ下、字四ノ尾澤、字宮ノ前、字八ノ尾、字稻場、字森、字森崎、字法眼墳、字中所、字粟田、字深田、字坂野屋敷、字山葵谷、字笠取及び字深谷

鳥取県告示第三百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市

計画を変更しようとするので、同条第一項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案及び当該都市計画のうち岩美福部線に係る環境影響評価準備書は、平成十年五月十五日から同月二十九日まで岩美町役場（岩美郡岩美町大字浦富六七五）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成十年五月一十九日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

岩美都市計画道路一・四・一号岩美福部線、三・五・八号河崎本庄線、三・五・九号岩本本庄線、三・五・六号駒馳山浦富海岸線（変更前三・六・一号駒馳山浦富海岸線）、三・五・七号大谷浜中央線（変更前三・六・二号大谷浜中央線）

二 都市計画を変更する土地の区域**1 追加する部分**

岩美郡岩美町大字浦富字布田、字上荒木及び字下荒木、大字岩本字溝下、字八反田、字町ノ上、字穴以後、字久松屋敷及び字高繩手並びに大字大谷字多母ノ木、字矢代、字狭間、字下狭間、字石広、字四反田、字鏡道、字御供田、字中新川端、字下新川端、字横土手、字上白川、字弥八ヶ江、字中土手、字下筒竹、字小中溝、字中溝、字流田、字下灰田、字上灰田、字小平野、字越後谷、字下七山、字上七山及び字駒馳山

2 追加する部分

岩美郡岩美町大字新井字肱曲、大字河崎字溝下、大字本庄字繩手下、字五反田、字平田、字殿ノ後、字甲橋、字横堀、字間道、字小橋、字六反田、字繩手崎及び字荒木並びに大字浦富字布田、字宇和田、字上荒木及び字泓田

3 追加する部分

岩美郡岩美町大字岩本字中繩手、字丸山、字日ヶ崎及び字妙蓮並びに大字浦富
字日ヶ崎、字下荒木、字上荒木及び字泓田

4 三・五・六号駆馳山浦富海岸線

追加する部分

岩美郡岩美町大字岩本字丸山

変更する部分

岩美郡岩美町大字大谷字東町田、字日比野前、字下新川端、字下高繩手、字三
通り田、字高繩手、字柳ヶ坪、字藏ノ後及び字大坪、大字岩本字森ノ木、字稻土
居、字松葉、字町田、字大曲り、字中繩手、字五輪鼻、字五輪鼻山、字溝黒山、
字新道、字上新道及び字松山口並びに大字浦富字新田、字石ヶ瀬、字坊谷、字清
水前、字甥子谷口、字甥子谷、字堤下、字城ノ谷口、字小堤、字淨玄及び字下町
東側

5 三・五・七号大谷浜中央線

追加する部分

岩美郡岩美町大字岩本字森ノ木及び字廻り田並びに大字大谷字大坪、字上久、
字石佛及び字堀端

変更する部分

岩美郡岩美町大字大谷字日比野山

平成10年5月15日

鳥取県告示第三百六十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）
第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 四 次

鳥取県公安委員会委員長 松 本

徹

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第
1項の規定により獵銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

公 告

一 開発許可の年月日及び番号
平成十年二月一十七日 鳥取県指令都計二一一一第十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市三山口字乗越シ

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市三山口三〇三
中谷 寿江

一 開発許可の年月日及び番号
平成十年二月一十七日 鳥取県指令都計二一一一第十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市三山口字乗越シ

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市三山口三〇三
中谷 寿江

1 講習の種別及び受講対象
経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者	調達公告
経験者講習	平成10年6月4日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市船町一丁目151 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港、溝口、黒坂 の各警察署の管内に居住する者	
経験者講習	平成10年6月25日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会棟2階 第2執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村 の各警察署の管内に居住する者	

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習課目

- ア 猛銃及び空気銃の所持に関する法令
イ 猛銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続
所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法
(1) 講習受講手数料 2,400円
(2) 納付方法
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書により付けで納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品
筆記用具及び印鑑

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成10年5月15日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- (1) 調達件名及び数量 電子計算組織による財務会計事務処理 一式
(2) 契約方式 隨意契約
(3) 契約日 平成10年4月1日
(4) 契約者の氏名及び住所 財團法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220
(5) 契約価格 309,907,185円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
(6) 隨意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
(7) 契約事務担当部局 鳥取県出納局会計課
の名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220